

平成28年分確定申告相談会場

期間 2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時 ※土曜・日曜日は除く。

管轄税務署	場所
熊本東税務署(東区)	火の国ハイツ 県民総合運動公園入口(東区石原2丁目2-28)
熊本西税務署(中央・西・南・北区)	熊本地方合同庁舎B棟2階(西区春日2丁目10-1)

確定申告書の作成は
国税庁ホームページで

※会場は大変混雑しますので、申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷して、郵送などでの提出が便利です。
※申告相談会場は、原則、土・日は開設していませんが、2月19日(日)、26日(日)に限り上記の会場で開設します。
※熊本地方合同庁舎の駐車場は、災害復旧工事のために使用が制限されています。公共交通機関をご利用ください。

地震等で家屋や家財等に被害を受けた方を対象とした申告相談会場 時間 午前9時～午後4時

管轄税務署	期間	場所
熊本東税務署(東区)	1月30日(月)～2月15日(水) ※土・日は除く。	火の国ハイツ 県民総合運動公園入口(東区石原2丁目2-28)
熊本西税務署(中央・西・南・北区)	1月18日(水)～2月15日(水) ※土・日は除く。	熊本地方合同庁舎B棟2階(西区春日2丁目10-1)

税理士会による確定申告無料相談会場 期間 2月13日(月)～15日(水) 午前9時～午後4時

管轄税務署	場所
熊本東税務署(東区)	火の国ハイツ 県民総合運動公園入口(東区石原2丁目2-28)
熊本西税務署(中央・西・南・北区)	熊本地方合同庁舎B棟2階(西区春日2丁目10-1)

詳しくは、熊本東税務署(☎096-369-5566)または熊本西税務署(☎096-355-1181)へ。 ※自動音声案内
※1月30日(月)～3月15日(水)までは、熊本東税務署での申告相談は行いません。

確定申告書は、
自宅で作成、
郵送で提出!
が簡単・便利です



24時間使える
「確定申告書等作成コーナー」
で簡単作成!
タブレットでも使えるよ!



国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

国税庁 検索

確定申告書の作成の際には「住民税・事業税に関する事項」の記載を忘れずに!

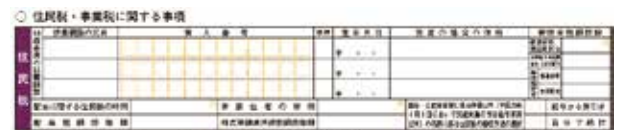
16歳未満の扶養親族や配当割額控除額など該当があれば、必ず記載してください。
記載がない場合は、市県民税が正しく計算されない場合があります。

●ふるさと納税など寄附金税額控除がある方

「寄附金税額控除」欄に記載するとともに確定申告第二表中「所得から差し引かれる金額に関する事項」の「寄附金控除」欄に寄附先の所在地・名称、寄附金額を正確に記載してください。

●給与・公的年金等の所得があり、かつそれ以外の所得がある方

給与・公的年金等以外の所得に係る市県民税について個人で納付を希望する場合は、「自分で納付」欄に丸を記載してください。記載がない場合は、「給与から差引き」となります。



※A書式の場合は「住民税に関する事項」

詳しくは、区役所税務課へ。

平成28年分の確定申告書等には個人番号の記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分の確定申告書等には個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。

なお、個人番号(マイナンバー)を記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1:個人番号カード(マイナンバーカード)の表面および裏面の写し【番号確認および身元確認書類】

例2:通知カードの写し【番号確認書類】+運転免許証または公的医療保険の被保険者証の写し【身元確認書類】など

詳しくは、熊本国税局のホームページへ。

償却資産の申告は1月31日(火)までに!

平成29年1月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産)をお持ちの方(法人、個人)は、法定申告期限の1月31日(火)までに、「償却資産申告書」を課税管理課または各区役所税務課へ提出してください。

申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

主な償却資産	内容
構築物	駐車場などの舗装、緑化設備、外構、ビニールハウスなど
機械・装置	製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械、太陽光発電設備など
車両・運搬具	大型特殊自動車(ロードローラーなど)
船舶	漁船、作業船、モーターボートなど
工具・器具・備品	エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機など

マイナンバーの記入と本人確認が必要です

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告でもマイナンバーの記入をお願いします。

なお、申告書提出の際は、番号法第16条の規定に基づくマイナンバーの確認と本人確認を行います。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

詳しくは、課税管理課償却資産班(☎096-328-2195)へ。

給与支払報告書の提出もeLTAXが便利です!
1月31日(火)までに提出してください。



電子申告 eLTAX(地方税ポータルシステム)

eLTAXをご利用いただく場合の償却資産の申告では、申告書および全資産用の種類別明細書を資産が所在する区ごとに作成(入力)してください。なお、申告データの送信は、eLTAXの申告先が区ごとに設けてありますので、資産の所在区ごとに送信してください。
※eLTAXを利用する際の事前手続き(利用届出など)については、eLTAXのホームページ(http://www.eltax.jp)をご覧ください。

詳しくは、一般社団法人 地方税電子化協議会eLTAXヘルプデスクへ。

☎0570-081459(繋がらない場合は☎03-5500-7010) [受付時間 午前9時～午後5時(土・日、祝日、年末年始は除く)]